

三重県桑名市五反田地内不法投棄事案にかかる

行政責任検証会議報告書

平成16年12月20日

はじめに

(1) 検証の目的

三重県では「くらしの安全・安心が確立された社会へ」を目標に環境先進県を目指し、様々な取組を行っているが、不幸にも過去の産業廃棄物の不適正処理案件等が存在している。

そこで、平成16年度から三重県総合計画「県民しあわせプラン¹」の重点プログラムによって、過去に大量に不法投棄等の不適正処理が行われ、その後長期間放置されたまま改善される見込みのない事案についての「安全性確認調査」を実施しているが、こうした事後的な対策と共に、不法投棄などの不適正処理の未然防止を的確に行うことが重要である。

よって、今後の未然防止に資するため、平成13年度から19年度までの事業計画に基づき、現在、三重県桑名市大字五反田字多々星地内で行政代執行による是正措置を行っている不法投棄事案において、産業廃棄物行政を所管する三重県が講じた措置や講じるべきであった措置の対応等について、本検証会議で行政検証を行った。

今回の行政検証が産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止につながり「安心・安全な県民の生活環境の保全」に資することを期待したい。

(2) 検証会議の審議状況

本行政検証会議は次のとおり審議を行った。

平成16年11月 8日 本件桑名市五反田地内不法投棄事案の現地視察
平成16年11月 9日 第1回行政検証会議
平成16年11月25日 第2回行政検証会議
平成16年12月20日 報告書の提出

(参考) 事業計画の概要

不法投棄場所:三重県桑名市大字五反田字多々星1701番

不法投棄時期:平成7年から平成8年頃

土地の状況;地目;山林、

面積;1, 937m² (公簿上、実測は2, 905.5 m²)

¹ 平成16年4月策定。おおむね10年先を県政のめざすべき将来像とその実現に向けた筋道を示した総合計画

事業の概要；

(1) 汚染の拡散防止対策

方針；流出・拡散防止のための鉛直遮水壁の建設

工法；地中連續壁工法

(2) 遮水壁内の汚染浄化対策

方針；遮水壁内側の汚染された地下水を浄化するための水処理プラントの設置及び処理水の循環運転

工法；地下水揚水循環法

(3) 遮水壁外の汚染浄化対策

方針；遮水壁外側の排水基準を越える汚染区域について、地下水の浄化措置

工法；地下水循環法

(4) モニタリング

1. 検証事項(又は範囲)

本検証会議では、三重県桑名市大字五反田字多々星地内不法投棄事案について、産業廃棄物行政を所管する三重県が、本件事案の初期対応段階において、こうした事態を行政として未然に防ぎ得なかったかを検証するとともに、桑名市からの廃油が浸出しているとの通報を受けて不法投棄案件として認識して以降、行政代執行によって実施している是正措置に至るまでの期間における行政としての対応について検証を行った。

2. 検証方法

本検証会議では、当時の経緯や原因等を明らかにして行くために、当時の県庁(本庁)の廃棄物対策課²及び桑名保健所³の職員からのヒアリング結果と業務報告等の公文書、三重県環境白書、保健所年報等の関係書類を再点検して、整合性を確認することで、事実関係を把握し、検証を行った。

² 当時、産業廃棄物にかかる監視・指導業務は廃棄物対策課内にあった。現在は、機構改革により、現在は廃棄物監視・指導室が担当している。

³ 当時、当該地域の担当部局は桑名保健所であった。現在は、機構改革により北勢県民局生活環境森林部環境室が担当している。

3. 検証

① 初期段階の行政の対応状況について

【主要な経緯】

平成7年12月中旬頃に、桑名市大字五反田字多々星地内において、「土地を掘削し、廃棄物を埋めているらしい」との情報を三重県として周辺地域の住民から得た。これに対して、平成7年12月28日及び平成8年1月8日に桑名保健所職員が本件現場に立入を行ったが、重機が置かれており、大規模に掘削されていたことを確認したものの、目視だけでは廃棄物の埋め立て等の事実を確認できなかった。原因者側は、上記掘削について、工事用の土砂採集である旨を主張し、廃棄物の埋め立ての事実を確認できなかった保健所職員側としては、これを排斥するだけの根拠もなかったため、それ以上の対応はなし得なかった。

同様に、県庁(本庁)の廃棄物対策課監視指導担当も、平成8年2月1日に本件現場へ立入を行ったところ、現場で竹林であったと思われる箇所に穴を掘り、部分的に埋め立てた形跡があることは確認できたものの、やはり廃棄物の埋め立ての事実まで確認できなかった。

県庁(本庁)の担当者は、同月20日に原因者に県桑名庁舎への出頭を求め、原因者が近隣地で所有する管理型処分場の適正管理を含め厳しく行政指導を行ったが、原因者側は、工事用の土砂採取である旨の主張を繰り返した。

再度、同年3月7日に県庁(本庁)の廃棄物対策課監視指導担当が本件現場へ立入を行い、目視による現場踏査を行ったものの、やはり廃棄物の埋立の事実は確認できず、不法投棄の確証を得ることはできなかったため、原因者側の上記主張を覆してそれ以上の対応を探ることはできなかった。

その後の同年4月10日、原因者は桑名保健所宛に報告書を提出し、本件場所について、公募面積1,937m²、実測面積でも2,905.5m²という、当時の廃棄物処理法では届出等の必要のない小規模施設(いわゆるミニ処分場)であることや、埋め立てをしている廃棄物は、建設工事や解体工事から発生する安定型産業廃棄物(建設廃材)である旨を報告した。

当時の廃棄物処理法は平成4年7月に改正施行されたもので、最終処分場の許可には規模要件があり、安定型産業廃棄物は3,000m²に満たないような本件現場は許可の対象外となり、廃棄物処理法上の届出義務が無かったものであったことから、県庁(本庁)の廃棄物監視・指導担当や桑名保健所としては限られた件数しか巡回(監視・指導)できないこともあり、他の重要案件も抱えていたことから、本件については重要案件として取り扱うことを断念した。また、住民からの苦情等も平成7年12月以降には無かったこともあって、本件現場への監視・指導活動を後述の桑名市からの通報が

あるまで行っていたなかった。

三重県は、平成9年10月に桑名市からの通報等により本件現場での不法投棄を知り、後日の原因者からの供述などによって、不法投棄が行われた時期を平成7年から8年頃と推定している。

なお、当時、近隣している桑名市森忠地区⁴でも産業廃棄物の埋め立てが行われているとの情報を得ていたことから、早朝、休日を含めた連続7日間の集中的な監視活動を実施しているが、同所でも埋め立て等の動きを確認できなかった。

【検証結果】

平成7年度当時の県庁(本庁)の廃棄物監視・指導体制は1班2名で構成する2班体制であり、この4名で全県の各種事案に対応しており、業務の中心は廃棄物処理法の許可施設である最終処分場や焼却などの中間処理施設等の立入検査であった上、当時、本件現場を所管する桑名保健所管内では、旧員弁町地内の不法投棄事案や同町地内の処分場における野焼き問題などの優先課題も多く、また、全県内においても重点的に指導を行う必要がある案件も多く抱えていたことから、廃棄物処理法上、届出の必要が無い事案等に対してきめ細やかな監視活動を行うに十分な時間は取れなかつたのが現実である。

表－1 監視・指導立入件数

出典:環境白書(三重県)

	立入検査	行政指導等の件数	産廃施設数
平成 6 年度	3,403 件	177 件	479 施設
平成 7 年度	2,989 件	289 件	500 施設
平成 8 年度	2,614 件	282 件	512 施設
平成 9 年度	2,818 件	504 件	607 施設
平成 10 年度	3,592 件	945 件	545 施設
平成 11 年度	3,519 件	1,276 件	461 施設
平成 12 年度	2,929 件	1,225 件	535 施設
平成 13 年度	3,551 件	1,394 件	527 施設
平成 14 年度	3,558 件	1,405 件	529 施設
平成 15 年度	3,485 件	1,182 件	526 施設

⁴ 地元自治会から、地主から造成を依頼された原因者が産業廃棄物も埋めているのではないかと桑名保健所に情報提供があった。

*立入検査件数、行政指導等の件数は本庁と各保健所の総数

*行政指導等の件数は平成9年度からの廃棄物監視指導体制の強化に伴い大幅増加

*産廃施設数は許可された最終処分場と中間処理施設の総数

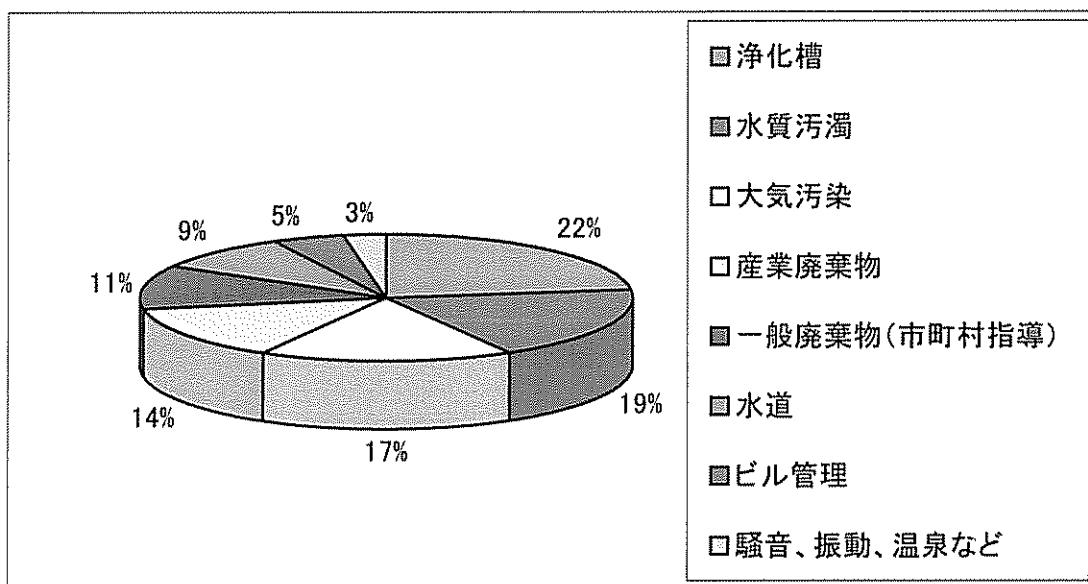
一方、地域を所管する桑名保健所においても、浄化槽の苦情処理や補助事業、河川への重油流出や工場排水などの水質汚濁対応、工場からの排ガス、悪臭などの大気汚染対応対策、ごみ・し尿など一般廃棄物の施設整備に関する市町村への指導等の環境行政全般を担っており、ごく限られた人員のなかで産業廃棄物の監視・指導にあたる時間を十分には取れなかつたようである。

表—2 桑名保健所 立入件数

出典:桑名保健所管内概況

年 度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度
産業廃棄物	53 件	76 件	137 件	124 件
うち排出事業者	13 件	26 件	63 件	54 件
うち処理施設	40 件	50 件	74 件	70 件
し尿処理	43 件	31 件	14 件	53 件

表—3 平成7年度の桑名保健所所管事務の業務量割合



*平成7年度の桑名保健所環境課の組織としては、環境課長を含め4名体制の下、水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭などの典型7公害、浄化槽、産業廃棄物、一般廃棄物、水

道など地域の環境行政全般を担っていた。

こうした状況の中、次頁表－4にあるように、当時の廃棄物処理法の規制対象規模施設に満たない小規模施設である当該事業に対して監視活動時間を割くことは難しかったのが現実であった。

表－4 処分場の許可基準について

施行年月	適用関係
昭和52年3月施行	一定規模以上の最終処分場が届出対象施設となる。 ○ 規模要件 遮断型 全て 安定型 3,000m ² 以上 管理型 1,000m ² 以上
平成4年7月施行	最終処分場は、許可対象施設となる。 ○ 規模要件 遮断型 全て 安定型 3,000m ² 以上 管理型 1,000m ² 以上
平成9年12月施行	全ての最終処分場が許可対象施設となる。 ○ 規模要件が撤廃された。

* 廃棄物処理法（昭和46年9月施行）において、現在、産業廃棄物最終処分場は許可を要する産業廃棄物処理施設として位置づけられているが、法施行当初は届出等も必要のない施設であった。その後の法改正により、規制が強化されましたが、3,000 m²未満の安定型最終処分場については、平成9年6月の法改正まで規制対象外であった。

[最終処分場の種別]

遮断型；有害な産業廃棄物

安定型；廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず

及び陶磁器くず、がれき類

管理型；遮断型、安定型以外

なお、原因者が昭和62年から近隣地で営んでいた許可施設である管理型の最終処分場は、浸出水の処理などの問題を抱えており、処分業の許可期限（平成8年3月31日）の到来が迫っていたこと也有ったので、同管理型最終処分場へは一定の頻度で立入検査及び監視活動を行っていた。

しかし、三重県として十分な注意を持って指導に当たる必要がある事業者であることは認識していたものの、上記のとおり、当時の執務体制等の問題から、原因者に対する

る監視指導時間自体、限定されたものにならざるを得ず、その限られた時間の大半を許可施設である管理型最終処分場等の監視活動に充てざるを得なかつたため、本件現場に対して十分な監視、立入検査等を実施するのが困難であったのが現実である。

また、本件現場への不法投棄は、有害な産業廃棄物の不法投棄だけではなく、上記管理型最終処分場の延命措置としても行われたものであったが、当時は産業廃棄物管理票(マニフェスト)が義務づけられていたのは特別管理廃棄物だけであり、現場で目視する埋立量と毎年の実績報告を比較考量して、最終処分場からの廃棄物の運び出しを実証するのは極めて困難であったものであり、原因者が保有する管理型最終処分場に対する限られた監視活動だけでは、巧妙に行われた不法投棄事実を確認することも難しかつたと思われる。

当時、三重県では廃棄物処理法の許可規模に満たない安定型自社処分場事案に對しての監視指導は十分ではなく、また、本件現場のようなミニ処分場であつても重大な問題が生じるとの認識を持ち得なかつたことから、原因者からの安定型産業廃棄物を埋め立てているとの報告があつてからは、他にも多くの重要案件を抱えながらも人員が限られていた当時の状況下では、これ以上原因者に對して重点的に監視活動を行うことも事実上困難であったものと認められる。

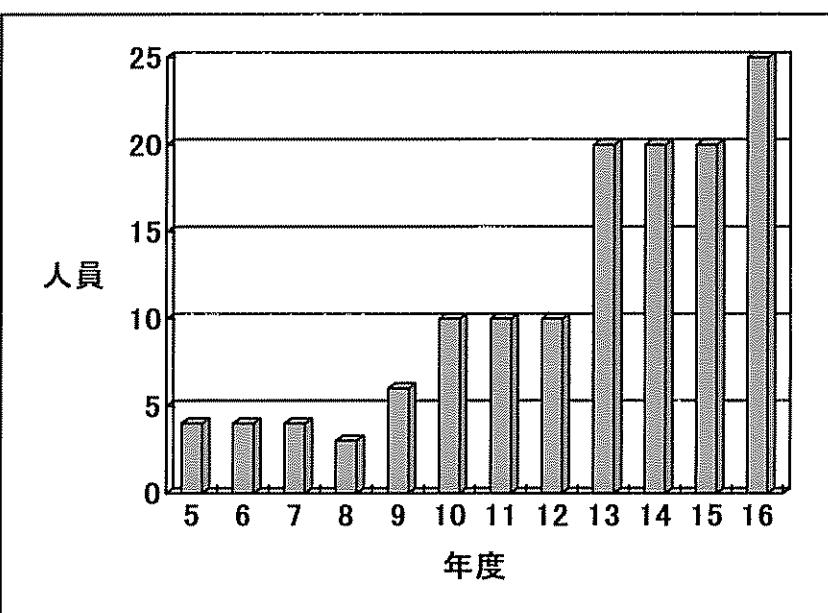
よつて、産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理行為から、県として周辺の環境を保全すると共に住民の皆さんの健康を守るためには、職員2名で1班を組む2班4名の監視・指導体制は十分でなかつたと思われる。より積極的な環境行政を展開すべく、産業廃棄物行政に携わる職員を充実させ、きめ細やかな監視・指導活動を図る余地があつたのではないかと思われる。

また、不法投棄現場は住居地が隣接しているものの、平成7年12月の情報提供以外に、三重県に当該不法投棄に關しての情報、苦情や相談等は無かつた⁵ようだが、行政として、受動的な情報収集だけではなく、より積極的に住民の皆さんから情報を収集する必要もあつたと思われる。

⁵ 当時の担当職員からのヒアリングで、地元自治会や付近住民から苦情を受けていないとの言及があり、当会議でも、委員で地元自治会長である伊藤氏に事実と確認した。

【改善に向けての県の対応】

こうした反省も踏まえ、三重県では右表にあるように、平成9年度から隨時、警察官の派遣数も含め、人員を増やし廃棄物監視・指導体制を強化しており、特に平成13年度からの大幅な増員により、全国的にもトップレベルの体制を整え、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上監視、スカ



イパトロール⁶等を通じ、積極的な監視活動を行っていることは評価できる。

また、「廃棄物フリーダイヤル（Tel 0120-538-184）」や「フリーFAX（Tel 0120-533-074）」を廃棄物対策課内に設置し、これを広報して積極的な情報収集と迅速な対応に努めている。加えて、平成15年度からは、不法投棄などの早期発見・対応を図るため、市町村や森林組合との間で協働協定を結び、監視に必要な機材の提供を行うとともに、情報の提供を求めるなど多様な主体と情報を共有して監視・指導体制を強化していることも評価できる。

市町村職員の廃棄物処理法に基づく立入検査の実施に関する協定締結実績

平成15年度から協定締結した市町村

桑名市、伊勢市、飯高町、宮川村、二見町、旧浜島町⁷、旧島ヶ原村⁸、旧青山町⁹の8市町村

平成16年度から協定を締結した市町村

四日市市、亀山市、いなべ市、菰野町、川越町、関町、美杉村、明和町、御浜町、紀宝町、紀和町、鶴殿村の12市町村

⁶ ヘリコプターによる上空からの監視

⁷ 現志摩市

⁸ 現伊賀市

⁹ 現伊賀市

廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定(森林組合)締結実績

平成16年度から協定を締結した森林組合

鈴鹿森林組合、中勢森林組合、松阪飯南森林組合、宮川森林組合、大紀森林組合、
いせしま森林組合、伊賀森林組合、森林組合おわせ、熊野市森林組合、紀南森林組合
の10森林組合¹⁰

加えて、平成9年には「三重県廃棄物総合対策」を策定し、廃棄物の適正処理のための施策を推進してきており、平成16年には、新たに「三重県廃棄物処理計画」を策定し、基本目標の一つとして「安全・安心な廃棄物処理の確立」を目指し、不適正処理を徹底的に未然防止する体制を構築することとしていることも評価できる。

¹⁰ 現在、活動を行っている三重県内の全ての森林組合

② 認識後の行政対応について

【主要な経緯】

平成9年10月に桑名市が実施した五反田地区農業集落排水施設建設工事現場において、隣接する原因者の自社安定型最終処分場から廃油が浸出しているのが発覚し、同市からの通報によって、三重県は不法投棄を確認した。

不法投棄の発覚に伴い、県警本部が直ちに廃棄物処理法第16条違反容疑事件として関係者の事情聴取、関係資料の押収、現場検証の実施など捜査に着手したことから、その捜査状況を見守るとともに、県としての立入検査を適宜実施し、本件現場及びその周辺の汚染状況把握のために廃棄物及び地下水等の分析調査、原因者への対応策の指導・事情聴取を行った。

その結果、平成11年3月19日に廃棄物処理法第16条違反(不法投棄)により原因者(法人)の収集運搬及び処分業の許可を取り消す行政処分を行うとともに、平成12年12月27日には、当時の廃棄物処理法第19条の4に基づき、

- ・ 不法投棄した廃棄物の全量を撤去し適正に処理すること、若しくは不法投棄場所について、生活環境保全上の支障が生じないよう遮水壁等を設け、周辺への汚染の拡大防止措置を行うこと。
- ・ 不法投棄した産業廃棄物の全量撤去を行わず、水処理施設を設けて浄化する場合には、関係法令に適合するように浄化すること。
- ・ 不法投棄周辺の汚染された地下水については、関係法令に定める基準に適合するように浄化すること。
- ・ 浄化措置を行う期間は関係法令に定める基準に適合するまで行うこと。

を内容とする措置命令¹¹を原因者に対して行った。

その後も、再三に渡り、措置命令の履行を原因者に対して強く求めたが、原因者は、資力不足を理由に措置命令の履行意思がなく、これ以上督促を行っても原因者が着手する見込みがないことから、平成13年6月1日に措置命令違反で原因者を桑名警察署へ告発し、同月8日に、三重県として初めての行政代執行による是正措置に着手した。

行政代執行にあたっては、工法等検討委員会を開催するなど学識経験者や研究者からの指導をあおいで、考え得る最善の手法で支障の除去を実施し、現在も継続している。

一方、三重県では、当該行政代執行に要した費用について、個々の事業が終了次

¹¹ 履行期限は平成13年5月31日

第、速やかに原因者に対して請求を行っているが、原因者である法人及び個人¹²の何れからも支払いがないため、原因者が保有する財産を差し押さえて公売する等、国税滞納処分の例により、可能な限りの厳しい求償も行っている。

表-5 原因者から差し押された財産の一覧表

原因者	差押財産	内 容
法 人	土 地	山林、公簿面積29, 705m ² 平成14年9月4日公売 売却額 2, 700千円
	ゴルフ会員権	預託金 7, 000千円 平成21年7月まで据え置き期間中であり、会員権相場が下落しているため、現時点では換価不可
個 人	土 地	山林、公簿面積1, 937m ² (持分2/3) 田、 公簿面積 551m ² 不法投棄地及びその隣接汚染地のため、現時点では公売・換価不可

(主な差押えにかかる経緯)

- ・ 平成 13 年 10 月 9 日 滞納処分により原因者(法人)の財産(山林)の差押
- ・ 平成 13 年 12 月 4 日 原因者(法人)の財産(ゴルフ会員権)の差押
- ・ 平成 14 年 3 月 28 日 原因者(法人)の差押財産(山林)の公売(第1回)
- ・ 平成 14 年 8 月 28 日 原因者(法人)の差押財産(山林)の公売(第2回)
- ・ 平成 14 年 9 月 4 日 原因者(法人)の差押財産(山林)の公売決定
- ・ 平成 15 年 2 月 7 日 滞納処分により原因者(個人)の財産(山林、田)の差押

加えて、排出事業者の責任追及等も検討したものの、排出先が特定できるようなマニフェスト類等の証拠書類、供述等は一切得られず、また、当該現場は原因者が所有する管理型処分場の延命策として、埋め立て廃棄物の一部を搬出・投棄していた事実は認められるものの、これらの廃棄物は、排出事業者が適法な手続きのもとで委託処理されたものと考えられることから、現時点では排出事業者の責任を追及できる状況にはなかったようである。

更に、三重県では、周辺住民や農業や水産業を営む事業者の不安や懸念を緩和するため、地元自治会や内水面漁業協同組合、農家組合などの関係団体などに対して、適宜説明会を開催するとともに、行政代執行の進捗状況についても、遮水壁や水

¹² 法人の代表者及び土地の提供者

処理施設の見学会を行うなど、地域への情報提供にも努めている。

是正事業にかかる桑名市や住民を対象にした説明会について

開催日	対象及び内容等
平成 13 年 1 月 22 日	嘉例川地区自治会に不法投棄現場状況等の説明会を開催
平成 13 年 9 月 03 日	嘉例川地区自治会に汚染修復工法等の説明会を開催
平成 14 年 1 月 23 日	桑員河川漁業協同組合に工法等の現地説明会を開催
平成 14 年 3 月 18 日	桑名市議会に工法等の現地説明会を開催
平成 14 年 5 月 09 日	嘉例川自治会の現地施設見学会(遮水壁)を開催
平成 14 年 9 月 25 日	桑名市議会の現地施設見学会(遮水壁)を開催
平成 15 年 4 月 11 日	嘉例川地区自治会の現地施設見学会(水処理施設)を開催
平成 15 年 6 月 30 日	桑名市議会の現地施設(水処理施設)見学会を開催

*毎月の水質モニタリング調査結果を嘉例川地区自治会等へ報告

*適宜、嘉例川地区自治会、嘉例川農家組合、桑員河川漁業協同組合と協議

*桑名市については、事業の計画、工事の進捗、地元対応等について適宜協議

【経緯の時系列】

平成9年 10月 17日

桑名市が実施する五反田地区農業集落排水施設建設工事現場において、隣接する原因者の自社安定型最終処分場から廃油が浸出しているのが発覚

平成 10 年 1 月 29 日

桑名警察署の捜査に立ち会い、掘削した廃棄物及び浸出水を採取し、分析を実施した。(廃棄物の溶出試験ではトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼンが基準値以上検出、浸出水はジクロロメタンが基準以上に検出)

平成 10 年 4 月 28 日

行政手続法第13条に基づく聴聞実施を通知

平成 10 年 5 月 12 日

廃棄物処理法第19条の4(措置命令:周辺調査等の実施)にかかる聴聞を実施

平成 10 年 5 月 25 日

廃棄物処理法19条の4の規定に基づく措置命令を発出

措置命令の内容

i 観測井の設置

ii 地下水及び河川水の水質検査

iii 挥発性有害物質等による汚染の実態調査

平成 10 年 8 月 7 日

措置命令の不履行による行政代執行法第3条第1項の規定に基づく戒告
(措置の内容のうちⅲについて)

平成 10 年 10 月 13 日

(財)廃棄物研究財団は、不法投棄場所を調査しオンサイト修復技術調査研究の場として選定

平成 10 年 12 月 8 日

桑名簡易裁判所による略式命令

平成 10 年 12 月 29 日

廃棄物処理法違反による罰金刑が確定

(被告法人及び被告人に対し各罰金50万円)

平成 11 年 1 月 12 日

原因者(法人)が、措置命令に基づくⅲの土壤調査計画書を提出

平成 11 年 1 月 28 日

行政手続法第13条に基づく聴聞実施を通知

平成 11 年 2 月 12 日

廃棄物処理法第14条の3 にかかる聴聞を実施

平成 11 年 3 月 15 日

原因者(法人)が、措置命令に基づく措置結果(土壤調査等)について報告

平成 11 年 3 月 19 日

廃棄物処理法第16条違反(不法投棄)により行政処分(収集運搬、処分業の取消)

平成 12 年 6 月

(財)廃棄物研究財団からオンサイト修復技術研究結果の報告

平成 12 年 10 月 26 日

行政手続法第13条に基づく聴聞実施を通知

平成 12 年 11 月 8 日

廃棄物処理法第19条の4(措置命令:原状回復の実施等)にかかる聴聞を実施

平成 12 年 12 月 27 日

廃棄物処理法第19条の4に基づき措置命令を発出

措置命令の内容

- i 不法投棄した廃棄物の全量を撤去し適正に処理すること、若しくは不法投棄場所について、生活環境保全上の支障が生じないよう遮水壁等を設け、周辺への汚染の拡大防止措置を行うこと。
- ii 不法投棄した産業廃棄物の全量撤去を行わず、水処理施設を設けて浄化する場合は、関係法令に適合するように浄化すること。

iii 不法投棄周辺の汚染された地下水については、関係法令に定める基準に適合するよう
に浄化すること。

iv 浄化措置を行う期間は関係法令に定める基準に適合するまで行うこと。

平成 13 年 1 月 11 日

措置命令についての、原状回復計画を、事業者から聞き取り。事業者は、命じた事項について資金面等から実施することは困難である、しかし、できる範囲で行っていきたい旨申出

平成 13 年 1 月 22 日

桑名市嘉例川地区で地元説明会を開催し、不法投棄事案についての現場状況等について説明会の開催

平成 13 年 2 月 16 日

事業者に対し措置命令の履行について強く求めるとともに、命令を履行するよう催告書を交付

平成 13 年 3 月 23 日

措置命令の履行の意思について事業者から聞き取りを行ったところ、事業者に履行の意思がなく又見込みがないことを確認

平成 13 年 3 月 29 日

三重県議会健康福祉環境常任委員会において、事業者に履行の意思がなく又見込みがないことを確認した旨報告するとともに、今後の県の対応について説明したところ、委員から県による早期の対応を求める意見が多数

平成 13 年 3 月 30 日

県が行政代執行により汚染修復を行う旨、発表

平成 13 年 4 月 16 日

行政代執行費用について専決処分

平成 13 年 4 月 19 日

「汚染修復に係る測量業務委託」に係る指名業者を選定すると共に指名通知書を発送

平成 13 年 5 月 10 日

「汚染修復に係る測量業務委託」に係る入札の実施

平成 13 年 5 月 15 日

測量業務に係る契約締結

平成 13 年 5 月 28 日

基本的な設計の検討委託業務に係る契約締結

平成 13 年 6 月 1 日

措置命令違反により告発

平成 13 年 6 月 8 日

行政代執行宣言を行い、測量業務に着手

平成 13 年 6 月 12 日

学識経験者による工法等検討委員会を開催

平成 13 年 7 月 25 日

学識経験者による工法等検討委員会を開催

平成 13 年 7 月 30 日

地質調査業務に係る契約締結

平成 13 年 8 月 30 日

測量業務に要した経費を行為者に請求

平成 13 年 9 月 3 日

地元自治会に汚染修復工法等の説明会の開催

平成 13 年 10 月 4 日

地質調査業務に要した経費を行為者に請求

平成 13 年 10 月 12 日

測量業務に要した経費の滞納分について差し押さえ

平成 13 年 10 月 19 日

汚染拡散防止工事に係る一般競争入札公告

平成 13 年 11 月 9 日

原因者個人に対し廃棄物処理法に基づき措置命令

平成 13 年 12 月 6 日

汚染拡散防止工事に係る入札(12 月 11 日契約締結)

平成 13 年 12 月 14 日

汚染修復施設(遮水壁内)建設工事に係る一般競争入札を公告

平成 13 年 12 月 7 日

汚染修復施設(遮水壁内)建設工事に係る入札(12 月 11 日契約)

平成 14 年 5 月 9 日

地元自治会の現地施設(遮水壁)見学会の開催平成 14 年 9 月 4 日

差押財産(山林)の公売決定

平成 15 年 4 月 11 日

地元自治会の現地施設(水処理施設)見学会の開催

【検証結果】

三重県として本件不法投棄事案を桑名市からの情報によって認識してからは、行政として、地域住民の不安解消や実態把握のための現場及び周辺の環境調査の実施、地元自治会、内水面漁業協同組合や農家組合などの関係機関への説明、原因者への責任追求、排出事業者の責任追及の検討、行政代執行による事後の環境修復対策の実施など、その職務を全うし、義務違反や権限行使等を怠ってはいない。

当時の廃棄物処理法に基づき、原因者に対する措置命令の発出、産業廃棄物処理業の許可の取り消し処分や県内で初めての行政代執行の着手に至る様々な時点で、三重県はその責務を果たし、行政責任を全うしてきたと考える。

また、行政代執行の費用求償についても、国税滞納処分の例にとどまらず、民事保全法上の仮差押を行い、また、差押えを逃れるための不当な財産の処分や分与等についても徹底的な調査や対応策の検討を行っていることは一定の評価ができる。

4. 結論

当該不法投棄事案は、廃棄物処理法による届出等の必要のない小規模な処分場施設であったうえ、少人数で限られた監視活動時間のもとで、当該不法投棄事案を実証するに至らず、結果として県は、不法投棄を防止できなかつたが、立入を行つた担当者は、その職務遂行のため十分な注意を払つて、当時の廃棄物処理法及び関係法令等で行政に与えられた責務は果たしていた。

確かに、事後的観点から考えるならば、本件が当時の廃棄物処理法上の許可対象外である処分場(いわゆるミニ処分場)であつても、継続して監視・指導を行えば悪質な不法行為を見いだすことができた可能性があり、特に、本件事案の場合は、本件投棄場所が、原因者が所有する管理型処分場の延命措置としても行なわれていることからも十分予見できたのではないかと思慮される。加えて、許可最終処分場の処分量が満杯にならないことについて疑問を抱いていても然るべきであったとも思われ、その意味でも、本件不法投棄を早期の段階で発見する可能性もあったと思われる。

しかしながら、一般論として、行政責任の検証は事後的観点をもつて行うべきではなく、当時の三重県の置かれている状況下において、当時の関係法令の範囲において、その責務や権限の行使を怠っていないかなどを検証するべきである。よつて、当時の担当職員は本件現場に数回の立入検査を行い、原因者に報告書の提出等を求めるなど与えられた権限を行使しても、原因者が巧妙に行った本件現場における不法投棄の確証を得ることができなかつたものであり、目視による埋立量と毎年の実績報告との比較のみでは最終処分場からの廃棄物の運び出しを実証するのも実際には困難であること、そして、他の優先案件を抱えていて時間的制約も大きかつたことなどの事情を考慮すれば、当時の職員がその職責を不当に怠っていたとまでは考えられない。

但し、限られた人員の中、他の優先案件を抱えていて時間的制約も大きかつたことなどの事情を考慮しても、県民から情報を得て、現場に立入ながらもこれを早期発見に活かせなかつたことは反省すべきであると思われる。

確かに、本件事案は巧妙に仕組まれた不法投棄であったと思われるが、それを確認するに十分な体制を取れなかつたのかは疑問が残る。職員の配置は行政の裁量の範囲であるが敢えて言及すれば、2班4名体制で三重県内全域を担当させるのは余りにも担当者に多くの負担を強いるものであつて、本検証会議では廃棄物の監視・指導体制の充実を図るべきであったと考える。三重県においても、本件事件を認識して以来、県警本部からの出向者を含め職員の増員を行い監視・指導体制を充実してきている。

更に、事務を所管する県だけでなく、市町村や森林組合との間で協働協定を結び、監視業務の一部権限委譲、情報提供や監視に必要な機材の提供を行うなど多様な

主体と組織横断的な連携を高めて、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理事案の未然防止施策を展開していることは新たな試みとして評価できる。

また、日々悪質且つ巧妙化する不法投棄や不適正処理を行う行為者に対抗でき得るように職員の職務能力の向上を図ることも重要である。特に、監視・指導では現場対応が重要であり、行為者に対して科学的根拠や各種関係法令を示した上で、毅然とした対応が求められることから、常日頃から科学的論拠や関係法令等に精通して現場で即応でき得る能力を維持する必要がある。

その為には、各種研修会等の受講や学習機会を担当職員に付与するとともに、行為者に対する毅然とした姿勢と聴取能力は、日々の経験の積み重ねで得られるものであり、OJTなどでの実践的職場研修の充実を図るなど、現場対応職員の職務能力をより高める必要もある。

加えて、協働協定先である市町村職員や森林組合の職員の能力向上についても、県として、学習機会等の提供に心掛ける必要もある。

廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止は、現場における対応が重要であり、職員数の充実、組織横断的な連携や担当職員の職務能力の向上を図るなど、行政が積極的な姿勢で監視・指導・情報収集を行うことで、不法投棄や不適正処理の早期発見や未然防止に努め、適正処理を促すことで、当該事案のように多額の費用(税金等)を費やす事後的な是正対策等を講じることのないよう努めてもらいたい。

平成16年12月20日

行政検証会議

委員長	弁護士	坪井 俊輔
委 員	三重大学教育学部教授	本田 裕
	三重大学人文学部助教授	豊島 明子
	桑名市嘉例川自治会長	伊藤 克巳